

# サービス付き高齢者向け住宅の供給促進



## ● 高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯が増加の見込み

高齢者の単身世帯：2015（平成27）年 約79万世帯 ⇒ 2035（平成47）年 約103万世帯

## ● 要介護認定率の高い75歳以上の後期高齢者が増加の見込み

後期高齢者人口：2015（平成27）年 約144万人 ⇒ 2035（平成47）年 約188万人

## ● 民間賃貸住宅において、高齢者世帯の入居制限が依然として存在

## 「都民ファーストでつくる『新しい東京』

### ～2020年に向けた実行プラン～」における政策展開

- 高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいを確保するため、サービス付き高齢者向け住宅等\*を2025（平成37）年度末までに28,000戸整備することとしています。

\*サービス付き高齢者向け住宅、東京都高齢者向け優良賃貸住宅及び独立行政法人都市再生機構が管理する高齢者向けの優良な賃貸住宅

- サービス付き高齢者向け住宅について、医療や地域密着型サービス等の介護サービスと連携した住宅や、一般住宅を併設した多世代が共に暮らせる住宅の整備を促進します。

2018(平成30)年4月

## サービス付き高齢者向け住宅とは

- 高齢者単身・夫婦世帯等が安心して居住できる賃貸等の住まいです。

### 高齢者にふさわしい構造等

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備



### 安心できる見守りサービス

- ケアの専門家等による
- 安否確認サービス
  - 生活相談サービス

- 住宅の登録は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、都道府県等\*が行い、登録基準に適合しているか審査します。  
※都内の場合、(公財)東京都福祉保健財団（八王子市内の場合は、八王子市役所）。
- 家賃やサービスなど住宅に関する情報が公開されることにより、自らのニーズに合った住まいの選択が可能となります。
- 食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している住宅は、老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当します。

P3  
P4

## サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するための補助事業

- 「サービス付き高齢者向け住宅」等\*の供給促進を図るため、国や都、区市町村では、補助事業を実施しています。都では、地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、事業者への整備費補助など様々な補助事業を実施しています。

※バリアフリー構造等を有し、安否確認サービスや緊急時対応サービス等が提供される「東京都高齢者向け優良賃貸住宅」の供給を促進するための補助事業も実施しています。

P5  
P11

# サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

## 規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則として25㎡以上であること。  
ただし、居間、食堂、台所等を高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること。  
ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住の環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備又は浴室を備えずとも可
- バリアフリー構造であること。

## サービス

- 安否確認サービス、生活相談サービスの提供
- ケアの専門家\*が少なくとも日中に住宅の敷地、又は隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、サービスを提供  
※ケアの専門家：社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員又は医師・看護師・准看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修課程の修了者（修了者とみなされる者を含む。）
- 常駐しない時間帯での緊急時対応サービスの提供

## 契約関係

- 書面による契約であること。
- 専用部分が明示された契約であること。
- 敷金、家賃、サービス費以外の金銭を受領しない契約であること。
- 入居者の同意を得ずに専用部分の変更や契約解除を行わないこと。
- 工事完了前に前払金を受領しないこと。
- 家賃等の前払金を受領する場合は
  - 前払金の算定基礎、返還債務の金額の算定方法が明示されていること。
  - 入居後3か月以内に、契約を解除又は入居者の死亡により契約が終了した場合、「契約解除までの日数×日割計算した家賃等」を除き、前払金を返還すること。
  - 返還債務を負うことになる場合に備え、前払金に対し、必要な保全措置を講じること。

## 東京都独自の登録基準

- ：高齢者の居住安定確保プランに定めた基準
- ：登録要件基準表に定めた基準

- 既存建物の改修の場合、各専用部分の床面積を以下のとおり緩和  
25㎡⇒20㎡、18㎡⇒13㎡
- 「専用部分の床面積」にはメーターボックスの面積は算入しない。
- 「共同利用面積」
  - 各専用部分の床面積と基準面積の差を上回ること。
  - 併設施設の台所、浴室等の面積は共同利用部分の面積には算入しない。
- 「同等以上の居住環境」として、台所、浴室は原則として各階に設置、入居者数に応じた設備とすること。
- その他
  - 原則として、住宅と併設施設の動線が重ならないこと。
  - 原則として、住戸ごとに光熱水費の子メーターを設置すること。

- 緊急時対応サービスを提供すること（常時）。
- 住宅に常駐するケアの専門家等の資格要件を緩和  
（高齢者向け住宅において生活援助員等の業務に2年以上従事し、かつ入居者への適切なサービス提供を行うことができると認められる者）

- 「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」を遵守すること。
- 「生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅におけるサービス内容届出・公表事業実施要綱」に基づく届出を行うこと（入居者と締結するサービス契約書（ひな形）を東京都ホームページに公開すること。）
- 高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策（委託・業務提携等事業者も含む。）を講じること。

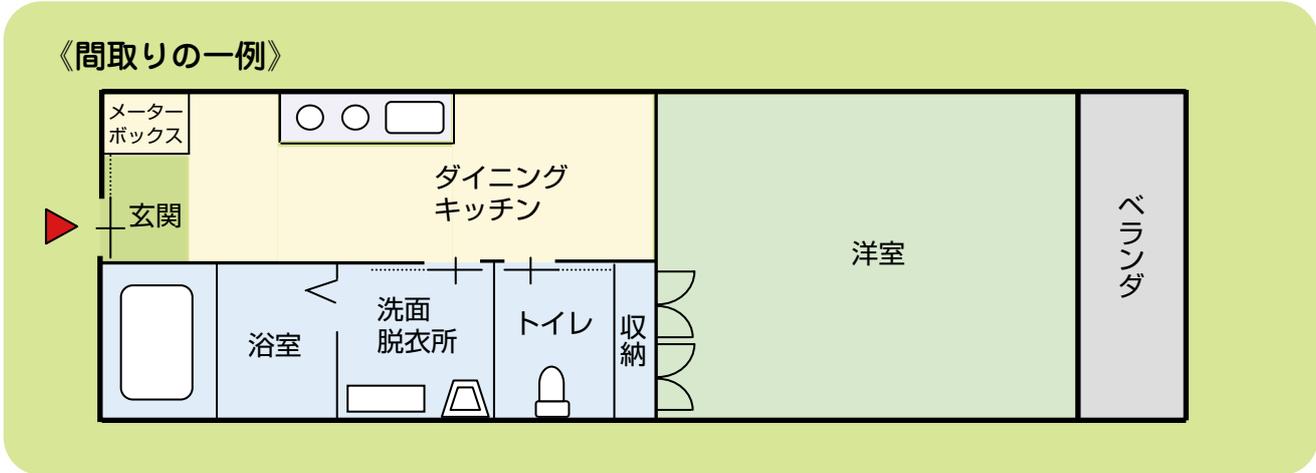
## 問合せ先

（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室（03-3344-8637）

（八王子市内で建設する場合：八王子市まちなみ整備部住宅政策課（042-620-7260））

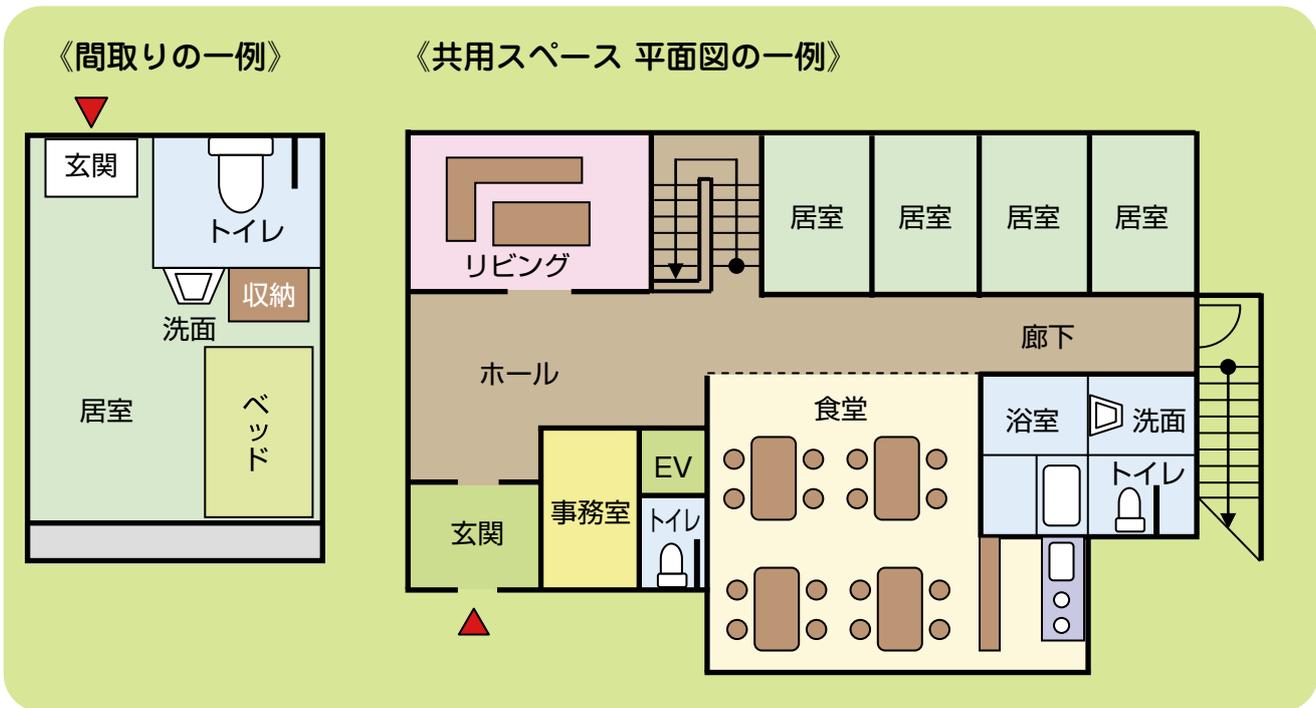
## サービス付き高齢者向け住宅の間取り例

### 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備等を備えている住宅



基本的には、マンションやアパートのように各居住者が独立して暮らせる住まいです。緊急通報装置が設置されており、サービス提供のためのケアの専門家等が24時間常駐している住宅もあれば、夜間は外部の警備会社に委託している住宅もあります。

### 居間、食堂、台所等を共同して利用している住宅



台所、浴室を入居者が共同利用する住宅もあります。居住者同士が交流できるスペースや食堂、ゆったりとした浴室を備えている住宅など多種多様です。居室部分が狭いため、家賃が低めになっている傾向があります。

# サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するための補助事業

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、国や都、区市町村による4種類の補助事業があります。

国補助

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

P.7参照



都補助

拡充

## 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

平成29年度		平成30年度		
(20~70万円/戸)	(10~155万円/戸)	(120~150万円/戸)	(120~150万円/戸)	加算額
都	都			基本額
				国補助額
国+120~220万円/戸		国+120~305万円/戸		

加算メニュー		
夫婦世帯入居支援加算	20万円/戸	拡充
木密事業等推進加算	30万円/戸	
医療・介護連携強化加算(福祉保健局)		
医療サービス事業所設置費	(上限400万円) 10万円/戸	
地域密着型・介護サービス事業所設置費	(上限500~1500万円) 15万円~40万円/戸	
生活支援サービススペース等設置費	(上限2000万円)	
生活支援コーディネータースペース(必須)	15万円/戸	
重度化対応浴室(任意)	10万円/戸	
地域交流スペース(任意)	30万円/戸	

※平成30年度から  
東京都医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅事業と統合

P.6、7参照



都補助

## 一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業

P.8参照

区市町村補助

拡充

## 東京都サービス付き高齢者向け住宅供給助成事業

P.9参照

# 東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

都補助

本補助事業は、地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、都が直接補助するものです。

## (主な要件)

- 国補助（サービス付き高齢者向け住宅整備事業[P.7 掲載]）の補助金交付を受けていること。
- 地域密着型サービス事業所等と協定により連携すること。
- 都に対し区市町村の関与に係る手続（区市町村関与手続）を行うこと。

※平成30年度から、これまでの都市整備局事業と福祉保健局事業を統合して、下記のとおり事業名と加算メニューに変更があります。詳しくは応募・交付申請要領を御確認ください。

## (加算メニューの変更概要)

〈変更前 平成 29 年度〉

東京都まちづくり等貢献型 サービス付き高齢者向け住宅整備事業	
都市整備局	【基本額】住宅及び高齢者生活支援施設
	夫婦世帯入居支援加算
	木密事業等推進加算
	地域密着型サービス事業所併設加算
	共用リビング併設加算
東京都医療・介護連携型 サービス付き高齢者向け住宅事業	
福祉保健局	医療事業所建設費
	介護事業所建設費
	生活支援サービススペース等補助
	基本サービススペース（必須）
	地域交流スペース（任意）
	重度化対応浴室（任意）
	緊急通報等装置設置費

〈変更後 平成 30 年度〜〉

東京都 サービス付き高齢者向け住宅整備事業	
都市整備局	【基本額】住宅及び高齢者生活支援施設
	夫婦世帯入居支援加算
	木密事業等推進加算
	医療・介護連携強化加算
	医療サービス事業所設置費
福祉保健局	地域密着型・介護サービス事業所設置費
	生活支援サービススペース等設置費
	生活支援コーディネートスペース（必須）
	重度化対応浴室（任意）
	地域交流スペース（任意）

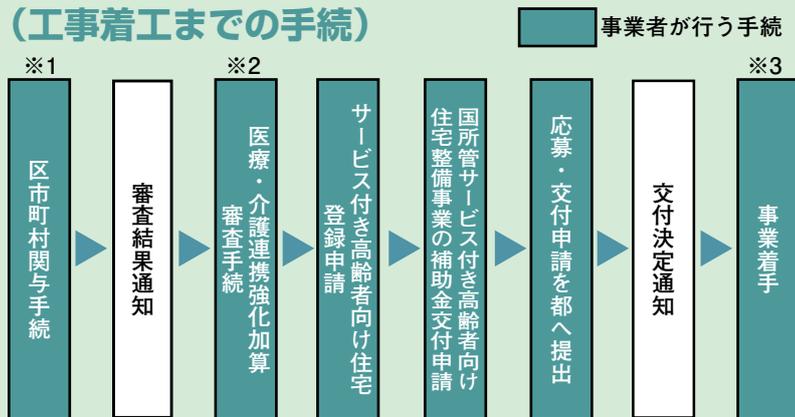
## (補助内容)

整備費 補助	【基本額】〔住宅〕及び〔高齢者生活支援施設〕		
	新築：建設費の 1 / 10	上限 120 万円 / 戸	
	改修：○共用部分、加齢対応構造等工事費、用途変更に伴い法令等に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る設置・改修工事費の 1 / 3	上限 150 万円 / 戸	
	○エレベーター設置工事費の 1 / 3	上限 500 万円 / 基	
	【夫婦世帯入居支援加算】	20 万円 / 戸	拡充
	【木密事業等推進加算】	30 万円 / 戸	
【医療・介護連携強化加算】 生活支援サービススペース等、医療事業所、介護事業所設置費への加算	10 ~ 105 万円 / 戸 (上限 3,900 万円)		

## ◆ 建設予定地の区市町村関与について

・補助金交付に際し、建設予定地の区市町村により、①都住宅補助に係る区市町村別基準を策定、②関与手続不要、③原則として都補助金交付を認めない、の3つの関与の種類があります。各区市町村の関与の種類等については、本事業のホームページを御覧ください。

### (工事着工までの手続)



- ※1 区市町村によっては都に対する審査依頼が不要又は交付申請が認められない場合があります。  
また、計画地の「都住宅補助に係る区市町村別基準」によっては、国交省所管の補助金交付申請までの手続を並行して行える場合があります。
- ※2 医療・介護連携強化加算を受ける場合はこの手続が必要です。
- ※3 事業は補助金の交付決定後に着手してください。

### (申請窓口・問合せ先)

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課 (03-5320-4947)

本事業のホームページ [http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku\\_seisaku/116kouyutin.htm](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/116kouyutin.htm)

### (医療・介護連携強化加算 問合せ先)

東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課 (03-5320-4273)

本事業のホームページ [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu\\_shien/renkeikyokakasan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu_shien/renkeikyokakasan.html)

## サービス付き高齢者向け住宅整備事業 ※4

国補助

本補助事業は、国が、サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に対し、整備等に要する費用の一部を補助するものです。

### (主な要件)

- 戸数：1戸以上
- 家賃設定：近傍同種の家賃と均衡
- 管理期間：10年以上

### (補助内容)

整備費補助	[住宅] 新築：建設費の1/10	※5 上限 90～135万円/戸
	改修：○共用部分、階段室型の共同住宅を活用し新たに設置した共用廊下、加齢対応構造等工事費/用途変更に伴い法令に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る設置・改修工事費の1/3	上限 180万円/戸等
	○エレベーター設置工事費の2/3	上限 1,000万円/基
	[施設] 高齢者生活支援施設 ※4	※5
	新築：建設費の1/10 改修：工事費の1/3	上限 1,000万円/施設

### (申請窓口・問合せ先)

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 (03-5805-2971)

本事業のホームページ <http://www.koreisha.jp/service/>

※4 平成30年度から補助対象や補助額等が一部変更になっています。詳しくはホームページを御覧ください。

※5 各種補助条件の適合状況により上限額が変わります。

# 一般住宅を併設したサービス付き高齢者向け住宅整備事業

都補助

本補助事業は、高齢者のニーズに対応した多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、サービス付き高齢者向け住宅、一般住宅及び交流施設を併設し、居住者のふれあいを促す住宅を整備する事業です。

※平成26～28年度事業と条件、補助額が異なりますので詳しくは要綱、募集要項等を御覧ください。

事業者からのアイデア、提案を公募の上、選定された事業者に対し都が設計費及び整備費を補助します。平成30年度は3事業者程度を募集します。

第Ⅰ期受付：平成30年5月21日（月曜日）～24日（木曜日）

第Ⅱ期受付：平成30年7月2日（月曜日）～5日（木曜日）

第Ⅲ期受付：平成30年9月10日（月曜日）～13日（木曜日）

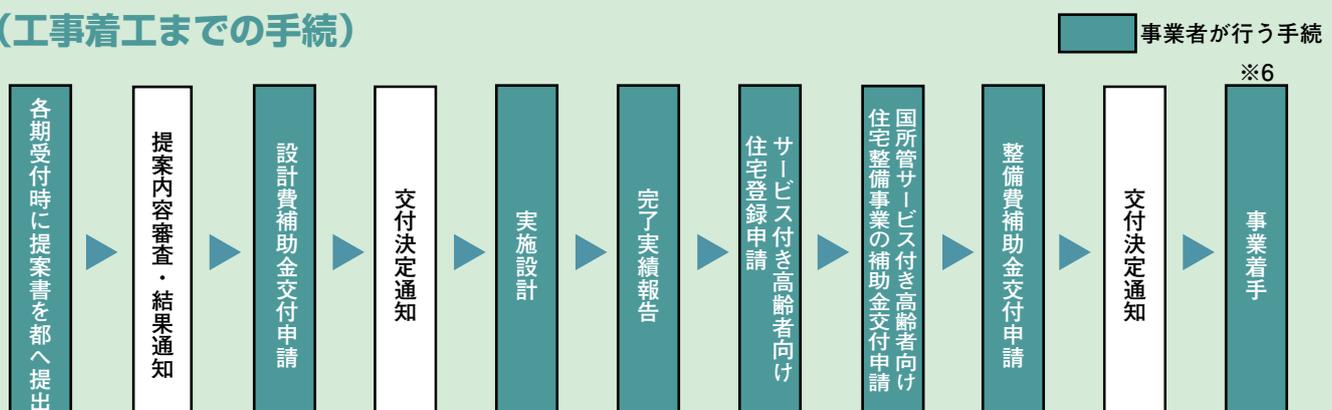
## （主な要件）

- サービス付き高齢者向け住宅、一般住宅、交流施設を一団の土地において一体又は複数の建物として計画すること。
- 国補助（サービス付き高齢者向け住宅整備事業[P.7掲載]）の補助金交付を受けること。
- 交流施設は居住者の交流のため必要な屋内施設及び屋外施設とし、居住者のふれあいを促進する工夫や仕組みを提案すること。
- 一般住宅の共用部分等については、高齢者の利用に配慮し、また、地域と連携した防災対策等を講じること。

## （補助内容）

設計費補助	[サービス付き高齢者向け住宅、一般住宅及び交流施設] 実施設計に要する費用の1/6	上限 800 万円
整備費補助	[サービス付き高齢者向け住宅] 及び [高齢者生活支援施設] 新規建設型：建設費の1/10	上限 120 万円/戸
	既存改修型：共用部分、加齢対応構造等工事費、用途変更に伴い法令等に適合させるために必要となる構造・設備の改良に係る設置・改修工事費の1/3	上限 150 万円/戸
	[一般住宅] 新規建設型：建設費の1/10	上限 5,000 万円
	既存改修型：共用部分の改修費の1/3	上限 5,000 万円
	[交流施設] 新規建設型、既存改修型：工事費の1/2	上限 2,500 万円

## （工事着工までの手続）



※6 事業は補助金の交付決定後に着手してください。

## （申請窓口・問合せ先）

東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課（03-5320-4956）

本事業のホームページ [http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku\\_seisaku/kourei\\_service140710.html](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/kourei_service140710.html)

# 東京都サービス付き高齢者向け住宅供給助成事業

区市町村補助

本補助事業は、区市町村が、サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に対し、整備等に要する費用の一部を補助するものです。都は、国とともに本補助事業を実施する区市町村に補助を行い、支援します。

## (主な要件)

- 管理期間：10年以上
- 家賃設定：市場家賃調査で得られた当該住宅の適正家賃を上限とすること。
- その他：供給計画について都の認定を受けること。

## (補助内容)

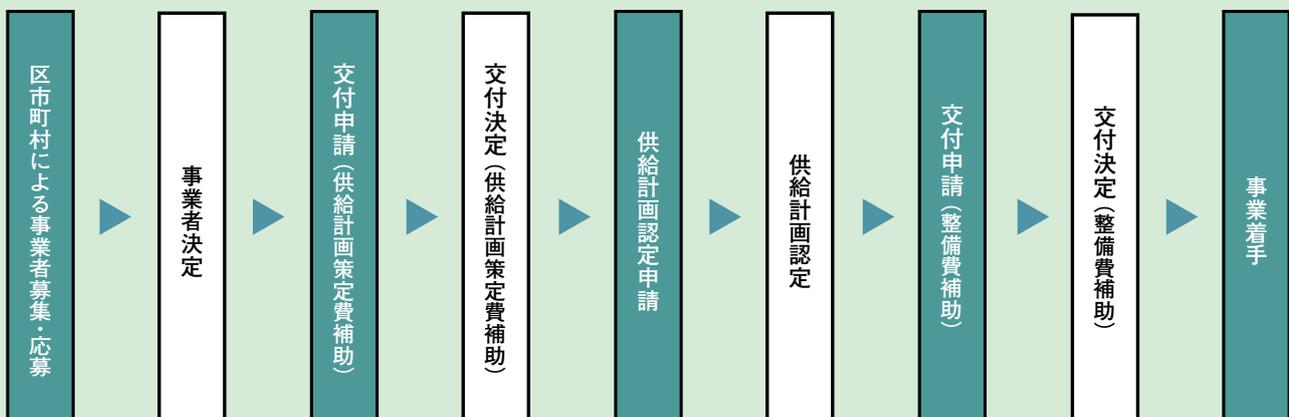
整備費補助	〔住宅〕及び〔高齢者生活支援施設〕		拡充
	新築：建設費の約 1 / 4 ~ 1 / 5	上限 200 ~ 255 万円 / 戸	
	改修：共用部分、加齢対応構造等工事費の 2 / 3 ~ 85 / 100 ※7		
	地域密着型サービス事業所併設加算	20 万円 / 戸	
	入居者及び地域住民の共用リビング併設加算	10 万円 / 戸	
	木密事業等推進加算	30 万円 / 戸	
	医療・介護連携型加算	100 万円 / 戸	
家賃減額補助	入居者の所得に応じ最大 4 万円 / 月		
供給計画策定費補助	区市町村が定める額		

※7 平成 30 年度から建物の買い取り・借り上げ等を行わない改修においては、補助対象等が異なりますので、お問い合わせください。

## (工事着工までの手続)

事業者が行う手続

※8



※8 事業は補助金の交付決定後に着手してください。

区市町村における本事業の実施の有無等については、東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課 (03-5320-4947) へお問い合わせください。

**(主な要件)**

- 戸数：新築の場合は5戸以上
- 規模・設備：サービス付き高齢者向け住宅 (P.3記載)の規模・設備に同じ。
- サービス：安否確認サービス、緊急時対応サービスの提供
- 契約関係：敷金、家賃、サービス費以外の金銭を受領しない契約であること。
- 管理期間：10年以上
- 入居者：公募（地元枠設定の場合あり）収入制限あり（月額38万7千円以下若しくは48万7千円以下）
- 家賃設定：近傍同種の家賃と均衡限度額家賃を上回らないこと。
- その他：供給計画の都知事認定を受けること。東京シニア円滑入居賃貸住宅(※A)又は住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(※B)に登録すること※9

※9 平成30年度から建物の買い取り・借り上げ等を行わない改修においては、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に登録すること。

**(補助内容)**

整備費補助	〔住宅〕及び〔高齢者生活支援施設〕 新築：建設費の約 1/6 (2 階までの場合は約 1/9) ～ 1/5 (2 階までの場合は約 1/7) 改修：共用部分、加齢対応構造等工事費の 2/3 ～ 85/100 ※10	拡充
家賃減額補助	入居者の所得に応じ最大 4 万円/月	
供給計画策定費補助	区市町村が定める額	
入居者死亡事故保険料補助 ※11	最大 6 千円/年・戸	

※ 10 平成 30 年度から建物の買い取り・借り上げ等を行わない改修においては、補助対象等が異なりますので、お問い合わせください。

※ 11 入居者死亡事故によって発生する以下の費用の補償に係る保険料の実費を補助します。  
残存家財整理費用・居室内修繕費用・空き家となった際の家賃損失額

区市町村における本事業の実施の有無等については、東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課 (03 - 5320 - 4947) へお問い合わせください。

**※ A 東京シニア円滑入居賃貸住宅とは**

・都が定める住宅設備などの基準に基づき登録を受けた高齢者の入居を拒まない住宅です。

**(主な登録基準)**

規模・設備	各専用部分に、台所、水洗便所、洗面設備を備えたものであること。 ただし、共用部分に共同して利用するため台所、水洗便所及び洗面設備を備えることにより、適切な居住環境が確保される場合は、各戸に台所、水洗便所及び洗面設備を備えずとも可
契約関係	家賃等の前払金を受領する場合は、 ・前払金の算定基礎、返還義務の金額の算定方法が明示されていること。 ・返還債務を負うことになる場合に備え、前払金に対し、必要な保全措置を講じること。
その他	生活支援サービスの提供を行う場合は、「生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅におけるサービス内容届出・公表事業実施要綱」に基づく届出を行うこと。 * 都のサービス指針に基づく面積（一住宅に複数人が生活する場合、各人の専用の居室（7.43㎡(和室であれば 4.5 畳)以上）が確保されていること。 * 老人福祉法の規定に基づき、有料老人ホームの届出が必要となる場合がある。

(問合せ先)

(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター 東京シニア担当 (03-5466-2477)

## ※ B 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは

・住宅設備などの基準に基づき登録を受けた、高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅です。  
(主な登録基準)

規模・構造・設備	<p><b>床面積は 25㎡以上であること</b></p> <p>ただし既存住宅を活用する場合には、着工年度ごとに次のように緩和 ～平成 7 年度：15㎡以上 平成 8 年度～平成 17 年度：17㎡以上 平成 18 年度～：20㎡以上</p> <p><b>各戸に、台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。</b></p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため台所、収納設備又は浴室もしくはシャワー室を備えることにより、適切な居住環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備又は浴室もしくはシャワー室を備えずとも可</p> <p>この場合、床面積は 18㎡（既存住宅を活用する場合にあっては 13㎡）以上</p> <p><b>地震に対する安全性に係る建築基準法並びに関係規定に適合するものまたはこれに準ずるものであること</b></p>
賃貸条件	<p><b>住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること</b></p> <p><b>賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の家賃の額と均衡していること</b></p>

なお、上記は登録基準の一部であり、また、サービス付き高齢者向け住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅の認定要件とは一部異なります。登録基準についての詳細は以下を参照ください。

### 【住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度】

[http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku\\_seisaku/chintaitorokuseido.html](http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html)

(問合せ先)

(公財) 東京都防災・建築まちづくりセンター セーフティネット担当 (03-5466-2097)

(八王子市に所在する住宅の登録の場合：八王子市まちなみ整備部住宅政策課 (042-620-7260))

## 補助事業以外の供給支援策

### 税制優遇措置

2019年3月31日までの間に新築又は取得した場合に適用

	税制優遇措置	問合せ先
不動産取得税	<p>家屋：課税標準から 1,200 万円 / 戸控除</p> <p>土地：家屋の床面積の 2 倍に当たる土地面積相当分の価額等を減額</p>	各都税事務所
固定資産税	<p><b>【特別区】</b> 5 年間 税額を 2/3 に軽減</p> <p><b>【市町村】</b> 5 年間 税額について 2/3 を参酌して 1/2 以上 5/6 以下の範囲内において市町村が条例で定める割合に軽減</p>	<p>(23 区の場合)</p> <p>各都税事務所</p> <p>(市町村の場合)</p> <p>市町村の固定資産税窓口</p>

### 融資

独立行政法人 住宅金融支援機構が実施 ※12

主な条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入期間中、サービス付き高齢者向け住宅として登録</li> <li>・賃貸借契約による住宅に限る</li> <li>・融資対象となる賃貸住宅部分の延べ面積が 200㎡以上</li> <li>・敷地面積が 165㎡以上</li> <li>・* その他機構が定める技術基準に適合</li> </ul>	<p>(問合せ先)</p> <p>(独) 住宅金融支援機構本店 まちづくり推進グループ (03-5800-8468)</p>
融資額	<p>融資の対象となる事業費の 100%以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・* 収支計画等の審査結果の額が上限</li> <li>・* 建設費及び土地取得費等が融資の対象</li> </ul>	
融資金利	35 年固定金利又は 15 年固定金利	
担保	融資の対象となる建物と敷地に、機構のための第 1 順位の抵当権を設定	

※ 12 本情報は平成 30 年 3 月 1 日現在のものです。

【東京都都市整備局ホームページ】 <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

都市整備局

検索

【東京都都市整備局 Twitter アカウント】 @ tocho\_toshisei

# 区市町村のお問合せ先

区市町村	部署	電話番号	
千代田区	環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係	03-5211-4312	直通
	保健福祉部 福祉総務課	03-5211-4210	直通
中央区	都市整備部 住宅課 計画指導係	03-3546-5466	直通
港区	保健福祉支援部 保健福祉課 福祉施設整備担当	03-3578-2334	直通
新宿区	福祉部地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係	03-5273-4193	直通
	都市計画部 住宅課 居住支援係	03-5273-3567	直通
文京区	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	03-5803-1220	直通
台東区	都市づくり部 住宅課	03-5246-1367	直通
墨田区	都市計画部 住宅課 計画担当	03-5608-6215	直通
江東区	都市整備部 住宅課 住宅指導係	03-3647-9473	直通
品川区	福祉部 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当	03-5742-6735	直通
目黒区	都市整備部 住宅課 住宅計画係	03-5722-9877	直通
大田区	まちづくり推進部 建築調整課 住宅担当	03-5744-1343	直通
世田谷区	都市整備政策部 住宅課	03-5432-2505	直通
渋谷区	都市整備部 住宅政策課 住宅政策係	03-3463-1211	代表
中野区	都市基盤部 住宅政策分野 住宅政策担当	03-3228-5581	直通
杉並区	都市整備部 住宅課	03-3312-2111	内 3539
豊島区	都市整備部 住宅課 施策推進グループ	03-3981-2655	直通
北区	まちづくり部 住宅課	03-3908-9201	直通
荒川区	防災都市づくり部 施設管理課 管理・住宅係	03-3802-3111	内 2822
	福祉部 福祉推進課		内 2614
板橋区	介護保険課 施設整備・事業者指定係	03-3579-2253	直通
練馬区	都市整備部 住宅課 管理係	03-5984-1289	直通
	高齢施策担当部 高齢社会対策課 施設係	03-5984-4586	直通
足立区	都市建設部 建築室住宅課 住宅計画係	03-3880-5963	直通
葛飾区	都市整備部 住環境整備課 住宅運営指導係	03-5654-8353	直通
江戸川区	都市開発部 住宅課 計画係	03-5662-6387	直通
八王子市	まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7260	直通
立川市	福祉保健部 高齢福祉課 高齢者事業係	042-528-4794	直通
武蔵野市	健康福祉部 高齢者支援課 管理係	0422-60-1940	直通
三鷹市	健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係	0422-45-1151	内 2625
青梅市	都市整備部 住宅課 住宅政策係	0428-22-1111	代表
府中市	福祉保健部 高齢者支援課 施設担当	042-335-4503	直通
昭島市	都市計画部 都市計画課 住宅係	042-544-5111	内 2264
	保健福祉部 介護福祉課 高齢者支援係		内 2172

区市町村	部署	電話番号	
調布市	福祉健康部 高齢者支援室 計画係	042-481-7149	直通
町田市	いきいき生活部 いきいき総務課 施設整備係	042-724-3291	直通
小金井市	都市整備部 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861	直通
小平市	健康福祉部 高齢者支援課 事業推進担当	042-346-9642	直通
日野市	健康福祉部 高齢福祉課 福祉係	042-514-8495	直通
東村山市	健康福祉部 介護保険課 企画保険料係	042-393-5111	代表
国分寺市	福祉部 高齢福祉課	042-321-1301	直通
国立市	健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	042-576-2111	内 166
	都市整備部 都市計画課 都市計画係		内 361
西東京市	健康福祉部 高齢者支援課 高齢者サービス係	042-438-4028	直通
福生市	福祉保健部 介護福祉課 介護保険係	042-551-1764	直通
狛江市	福祉保健部 高齢障がい課 高齢者支援係	03-3430-1111	内 2222
東大和市	福祉部 高齢介護課 介護保険係	042-563-2111	内 1136
清瀬市	健康福祉部 高齢支援課 高齢福祉係	042-497-2081	直通
東久留米市	福祉保健部 福祉総務課 高齢者福祉係	042-470-7777	内 2508
	福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係		内 2554
武蔵村山市	健康福祉部 高齢福祉課	042-590-1233	直通
多摩市	都市整備部 都市計画課 住宅担当	042-338-6817	直通
稲城市	福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	042-378-2111	内 222
羽村市	福祉健康部 高齢福祉介護課 高齢福祉係	042-555-1111	内 176
あきる野市	健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	042-558-1111	内 2633
瑞穂町	福祉部 高齢課 高齢係	042-557-7623	直通
日の出町	いきいき健康課 高齢支援係	042-597-0511	内 381
奥多摩町	福祉保健課 地域支援係	0428-83-2777	直通
檜原村	福祉けんこう課 福祉係	042-598-3121	直通
大島町	建設課 管理係	04992-2-1487	直通
利島村	産業・環境課	04992-9-0011	直通
新島村	建設課 建設係	04992-5-0212	内 208
神津島村	建設課 建設係	04992-8-0011	内 43
三宅村	福祉健康課 福祉係	04994-5-0902	直通
御蔵島村	産業課 産業建設係	04994-8-2121	代表
八丈町	建設課 管財係	04996-2-1124	直通
青ヶ島村	総務課	04996-9-0111	代表
小笠原村	村民課 福祉係	04998-2-3939	直通

編集・発行 東京都都市整備局住宅政策推進部民間住宅課  
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第二本庁舎  
電話 03-5320-4947

印刷 株式会社太陽美術



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています。

登録 (29)150